県庁蔵)(神奈川県商工部工業課「公害審査委員会関係綴⑴」(昭和三十七年)神奈川県市が開発の関係のでは、「東京」(「東京川県南大部)(昭和三十七年)、「東京」(1988年)、「東京)(1988年)、「東京)

三 公害防止条例の沿革 公害発生経過

公害防止条例の沿革

はなく た。 な工場側の無過失の侵害に対して、 からの騒音・ばい煙等による紛争が生ずるようになつた。このよう が休廃止工場の転換活用を進め、更に朝鮮動乱はその傾向を助長し なつたのは、 本県において、 しかしながら、 5 かに して産業の発展と住民の福祉との調和をはかるか 昭和二五年のころからである。 公害に対する法的規制の必要性が叫ばれるように その反面においては、 附近住民の福祉を保護する法令 附近住民との間に、 戦後における産業復興 工場

が、問題として提起されるにいたつた。

は、条例の制定により早期の解決をはかるべきであるとの方針を固け、条例の制定により早期の解決をはかるべきであるとの方針を固ける状況から、本県としても、公害に起因する紛争の処理についてが、また、大阪府においては、事業場公害防止条例(昭和二五年八が、東京都においては、工場公害防止条例(昭和二四年八月)当時、東京都においては、工場公害防止条例(昭和二四年八月)

め、昭和二五年末から条例案の起草にかかつた。

条例の立案に当つては、

公害の発生を防止するためには、

戦前

産業の復興を抑制したり、企業活動を不当に圧迫したりすることは工場取締規則に準ずる法的規制を必要とするが、条例による規制が

条例案を提案し、議会の議決を経て翌二七年三 月 一 日 から施行さりまとめ、二六年一二月の定例県議会に、神奈川県事業場公害防止極力避ける方針のもとに、関係業界との協議を重ねつつ条例案を取

れた。

にわたる条例の施行状況を示すと概ね次のとおりである。の施行に伴ない、同日づけをもつて廃止されたが、その間一二年余の海行は、昭和三九年六月一日、現行の公害の防止に関する条例

公害陳情事案の処理

工場から発生する騒音、ばい煙等による附近住民の苦情は、いわ

第1章 労働 社会状態

種別

騒 県 哭

> 音 市

振 県 五.

動

5

煙 市 鬥

市 七

> 県 廃

> 県 ば

풋

表二

陳情問題種別地区別発生状況表(三九・五・三一現在)

市郡別

横

浜

市

五九

+ 市 液

Ħ.

七

Z

三

市

県

市

合 計

年次 三月一日から三九年五月末日までに発生した公害事案は、 ゆる陳情の形で県又は地元の市役所に持ち込まれるが、 件であつて、 ≝ 30 풒 三 를 를 元 六 11年 種別 陳情問題、年次別、 騒 三四四 年次別・公害種類別件数は第一表のとおりである。 五. ъ. 振 動 廃 公害種類別、 液 ばい煙 ガ 発生状況表 ス 粉じん悪 臭 へその他 昭 和二七年 計 五. 29

則の一部を改正し、

10 15 -	五
一元	=
	宝
第二表のとおりであ	県及び各市が取り

は

六五〇件である。

				1	1
なお、陳	(注) =	計	竞	兲	亳
陳情問題	三九年は五月三一	益	垂	一門	1011
の処理については、	五月三	五九	八	九	=
につい	一日まで。	去	_=	 	九
ては、	~°	喜	=	弄	喜四
		150	=	79	29
昭和三六年三月、		益		110	10
言		卆	Æ.	幸	三四
条例		[29]	1		
施行規		171	스	云	二六

が扱つた陳情件数を公害種類別、 地域別にみると

県 ガ ス 市 県 粉 ľ W 市 ある。 県 悪 臭 市 県 そ 0 他 計

芸

関する指導及び勧告の権限を県下の各市長に委任することにした。

かつ調査に高度の技術を要しない公害問題の処理に

る場合及び工場の規模が比較的小さく、障害を受ける地域が極めて

障害の発生又は拡大を防止するため緊急を要す

小範囲であり、

同年四月一日から三九年五月末日までに各市が取り扱つた陳情件数

(注)との表において、「県」の欄は県が取り扱つた事案の件数を、また「市」の欄は、各市が県の委任に基づいて取り扱つた件数を示す。

												37 0	טיועו	нДЛІ	4 450	仅(4
〃(県市合計)	計(県·市別)	郡部	市部計	大和市	厚木市	秦野市	三浦市	相模原市	逗子市	茅ヶ崎市	小田原市	藤沢市	鎌倉市	平塚市	川崎市	横須賀市
ద	六0	==	支	=		=		<u> </u>	Ħ		124	六	_=_	=		
_	<u></u>		<u></u>			_=		=		Z4			프	=	三	三
五九	三		110												=	
	큿		六					[29]				L			79	
芸	<u> </u>	大	莹	=			_=_			_=_	L	<u> </u>		=	=	
_	盖		莹		<u></u>			=			五	_=_		五.	九	
1至0	폿	Ξ	五三	=		L				ZE	_=_	=			七	_=_
	ᆵ		九四					Т			<u> </u> <u> </u> <u> </u>	=	_=_	[2년	北	[ZS]
0[1]	10		九					_				_=_			Z4	
	10		10	上									L	_=_	_=_	
ద	九	1	人	_=_		_=_				=	L	_=_			_=_	
	四五.		四五												=	=
卆	=		=			=						\perp		_=_	=	
	五		玉								_=_			六	畫	_=_
四	=		=													
_	=		=			L									_=_	
	型	四	四五七	=		上	<u> </u> <u> </u> <u> </u>	大	≡	10	七	七	79	七	79 79 79	三
	六五0		至0		[Zej	=		=		七	111	七	ナ	29	三三	畫
		<u> </u>	1/104	=	-E.	# 1.		土	25	上	10	긆	10	吾	三	莹

(注) 三九年は五月三一日まで。

(=) 公害発生の予防措置

旧条例の制定以来、県は事業主の自主的な申請 (条例第四条に基

表三 条例第四条による調査請求取扱件数表

莹	_	Л	九	≓	<u>=</u>	台	=	101	計
Д	L							_£	元
兲			=	=	=	灵	_=_	<u>=</u>	兲
量			=		79	六		_^_	亳
三			рч			六		七	큿
屯	L		六	29	八	=	≖	主	뤂
兲			=	Æ.	四	五.		110	园
<u></u>		1		_	=		_=_	_六_	1111
三		三	=	_				五	畫
七				=	三三				=
=		1			=				110
124				_			1		元
=		1		_					六
_									10年
計	臭その他		ス粉じん悪	ガス	ばい煙	廃液	動	音振	年次種別類

か工場の新設に際しても、 づく調査請求)に基づいて、 その年次別、公害種類別取扱件数は第三表のとおりである。 公害の防止に必要な指導を行つてきた。 既設の工場から発生する公害問題のほ

制を採用するにいたつた。すなわち鍛造機やプレス機械等々を新設 など、公害発生の予防につとめてきた。 発生のおそれのあるものについては、防止の措置について指導する ものとした。県はこの届出に基づいて、事前に審査を行い、公害の その計画の概要と公害の防止措置とを知事に届け出ることを要する の作業を業として行なおらとするときは、事業主は、あらかじめ、 公害の発生のおそれのある機械の設置や作業について、事前の届出 状況にいたつた。そこで、昭和三四年三月、条例の一部を改正し、 自発的な申出をまつという体制では、 し、増設し又は移転しようとするとき、あるいは板金やめつき等々 しかしながら、県下への工場進出が活発化するにつれ、事業主の 公害防止の目的を達成し難い

昭和三四年四月から三九年五月末日 ま で に 条例第三条に基づい 県が受理した届出件数は、 四三九件であるが、その年次別

地域別件数は第四表のとおりである。

表四 条例第三条による届出年次別地区別状況表

							_										1.	
足柄上郡	中郡	高座郡	大和市	厚木市	秦野市	三浦市	逗子市	相模原市	茅ケ崎市	小田原市	藤沢市	鎌倉市	平塚市	川崎市	横須賀市	横浜市	市別	年次別
1	1	1	1	1	1	1	1	玉.	=	_	1	1	1	九	1	屯	三四年	
1	1	t	Z맥	Ξ	=	_		=	六	깯	六	六	九	六	땓	므	三五年	届
79	玉 .	主		=	_			幸	五.	九	=	六	=	∄	=	三	三六年	出
Л	10	莹	卖	九	Æ.	1	1	关	五.	=	=	七	元	玉 .	=	三	三七年	年
七	£.	兲	110	10	新 .	1	_	晝	士	六	Л	1	九	五九	七	三	三八年	次
=	=	ᆵ	Л	=	=		ı	六	<i>3</i> 5.	六	六	_		10	八	五九	三九年	
=	畫	二九	Ξ	四五	七	_	_	三章	五0	四九	四三	110	当	一夫	五. 五.	四七九	77	†

を行なうことによつて、機械設置等の事前居出制を採用するなど、 事業場公害防止条例を制定し、また昭和三四年には条例の一部改正 津久井郡 愛 以上のごとく、本県は東京都及び大阪府についで、 一柄下 計 甲 公害防止条例の改正 郡 郡 79 \equiv (新条例の制定 증 語 契 = =**完** Ŧi. =. 昭和二六年に ナレ 24 一、四 ナレ 껃

規制の在り方について抜本的な検討を加えた結果、臼公害の発生をり、従来商工部工業課で所掌していた公害行政を企画調査部に移すり、従来商工部工業課で所掌していた公害行政を企画調査部に移すとともに公害課を新設し、本県における公害が大となつた。

移するとすれば、大気の汚染、

河川の汚濁、

騒音の発生等によつ

県下全域にわたつて多発化する傾向を示し、

従来の体制のままで推

いわゆる京浜工業地帯はもとより県央その他湘南・県西地域等々、

県下における公害の発生は、横浜・川崎両市の、

予防行政においても前進的な体制を整備し、

産業の発展と住民の福

祉との調和を図りながら、公害事案を処理してきた。

しかしながら、

(pu)

許可制の採用―工場の立地条件いかんによつては、公害の防止

公布され、六月一日から施行された。 る条例」(案)として提案され、 地から、 理に当つては、 改正条例案は、三九年二月の定例県議会に「公害の防止に関す 従来の事業場公害防止条例を全面的に改正する ことに 行政措置の実効を確保することが必要であるとの見 議会の議決を経て同年三月三一日に

未然に防止することが公害行政の基本であること。

口公害問題の処

改正の要点は次のとおりである。

た 条例においては、 旧条例は、主として工場公害を規制の対象としてい 工場のほか一般の事業場をも規制できるようにし たが、 新

種類として明示していたが、 (=) 旧条例は、 騒音・振動・ばい煙・粉じん・廃液・ガスを公害の 新条例においては、これらに「汚水」

命ずることができるようにした。

「臭気」を加えた。 旧条例においては、 公害の認定を行なうときは、 知事の諮問機

準に基づいて、知事が防止の措置を必要と認めたものを公害として 処理できるようにした。 条例においては、 関である事業場公害審査委員会へ諮ることを要件としていたが、新 事案の処理を促進するため、 別に規則で定める基

が技術的に極めて困難な機械の設置や作業については許可制を採用

した。 るほか、 (Fi.) 届出制の強化 知事は、必要に応じ、 –届出を要する機械・作業の範囲を大幅に拡大す 事業主に対して、機械の設置や作業

防止について勧告を行なうことになつているが、 るとき又はそのおそれがあるときは、 の実施に関する計画の変更等を命ずることができるようにした。 勧告権の市長への委任―工場及び事業場から公害が発生してい 知事は事業主に対して公害の 市の区域内にあ

(六)

対しては、機械の使用停止、 (H) ては勧告権を全面的に市長に委任することにした。 行政処分―知事の公害防止措置命令に従わない悪質な事業主に 移転除却、 作業停止、 物品の撤去等を

事前に知事の諮問機関である神奈川県公害審査委員会の意見をきく ととになつている。 であるが、 以上のように、 行政の行き過ぎのないよう重要事案の処理に当つては、 新条例は公害の規制を強化する面で画期的なもの

手続きを経て、六月一二日に公布、 条例施行後第一回の公害審査委員会を開催し、 なお、公害の規準に関する規則については、三九年六月五日に、 即日施行された。 同委員会への諮問 との規則にお 新

いては、

騒音・汚水・廃液・ばい煙及びガスについては、それぞれ

く不快を感ずると認められる程度」をもつて公害認定の基準として 度」、また臭気については、「工場又は事業場の周辺の人の多数が著し 又は事業場の周辺の人又は物に著しい障害を与えると認められる程 数値をもつて基準を設定したが、振動及び粉じんについては「工場 〔注〕 関係各章省略。 る。 (公害の基準設定に関する詳細は、 関係各章を参照されたい)

둜 昭和四十年五月現在公害処理状況

台書認定事案とその処理状況

必要とするものを公害として認定することにした。 関する規則」に照らして、 県は、 あらかじめ公害審査委員会にはかつて制定した「公害の基準に 公害防止条例の改正を機会に、 障害の程度が条例に基づく防止の措置を 公害の認定を知事の権限と

しているが、県市の再三にわたる指導にもかかわらず、効果的な措 事業主の自主的な防止対策によつて問題の解決をはかる方向で処理 政指導によつて事業主に必要な措置を講ずるよう指示するものとし を超えているものを直ちに公害として認定することはさけ、 しかしながら、実際の運用に当つては、 障害の程度が公害の基準

> る工場に対しては、 置を講じないため、 公害認定の上、 所要の行政措置を講ずることと

した。

上最初の「公害」として認定し、関係市長あて通知するとともに 検討した結果、去る一月二八日次の工場に係る公害事案を条例適用 対策の実施状況及び住民側のうけている障害の程度等を十分に調査 以上のような趣旨から、 県は関係市の意向を聴取し、 事業主側

慎重を期する意味から特に公害審査委員会にはかつて決定した。 これら公害認定事案の概要は、 なお、今回の公害認定は、条例施行後はじめての事例でもあり、 次のとおりである。

例第八条の規定による勧告を要請した。

(-)日本油化工業株式会社の悪臭公害

1

工場所在地

川崎市港町四三

用途地域 工業地域

操業開始年月 昭和三五年四月

(3) 2

(6) 業 種 (5) 4

従業者数

二 〇 人

資本金

五〇〇万円

7

公害の種類

臭気

飼料製造業

附近住民の多数に長期間著しい障害を与えてい

9 8 公害の程度 公害の発生源 フイツシユソリユブル(魚の内臓を煮て液 状に加工したもの)にふすまぬかを混合さ せた後、乾燥させる工程で発生する悪臭

工場周辺の住民多数が著しい不快感をもよ おす程度の悪臭がしばしば発生し、周辺の

れ、特に三九年九月九日には、二一名(そ 住民から、そのつど川崎市へ陳情が出さ

の後九月二一日に九名追加)の者が医師の

診断書を添え関係町内会長から陳情書の提

出があつた。

霊・ 玉・一七 附近住民四六〇人から知事あて 陳情があつた。

(10)

処理経過

示した。

兲・九

県から公害防止対策について指

弐・

セ 第二回公害審査委員会の席上、 脱臭装置が設置された。

前記の陳情書の取り扱いにつき

審議した。

知事名をもつて悪臭発生防止に

元-10-七 川崎市長名をもつて条例八条に ついて警告書を送付した。

より公害防止措置を講ずるよう

四〇・一十二六 川崎市長名をもつて、知事あて 勧告した。

四・一六 公害と認定された。(臭気) 公害認定の申請があつた。

图0 - 二二图 川崎市長名をもつて、日本油化 に対し、公害の防止措置を講ず

るよう勧告した。

四・三六 臭気がひどいとの苦情申出があ り調査したところ、さきに設置

された脱臭装置は稼動してお

た。 では臭気はそれほど感じなかつ 同時点において工場として 風向は海側に吹き、敷地外

度の高い比較的臭気の程度の低 同時に、 は ソリユーブル量を減ずると 川口物産 (静岡)の鮮

いソリユーブルを使用しはじめ

ていた。

四0. 五一三 風下では、 かなり 悪臭を呈し

た。勧告後未だ改善策を提出し

り提出するよう指示した。 ていないので、早急に文書によ

四0. 五一五 工場付近の住民から悪臭につい

て陳情の電話があり調査した。

変化は認められなかつた。しか その結果、作業の点では通常と

し風向は民家の方向で、かつ、

停滞したものと思われる。 微風状態なので、悪臭が付近に

日本油化の鈴木社長が公害の防 止措置の改善案を持参して来庁

四・・・二

(=)

横須賀市川間一六三

太平飼料株式会社の悪臭公害 所在地

工業地域

(6)

(5) 4 (3) 2 1

従業者数

三五人

資本金

三、〇〇〇万四

操業開始年月 用途地域

昭和二四年四月

業 種

公害の種類

した。

内容は原料のソリユーブルを鮮

臭気 飼肥料製造業

公害の発生源 魚の内臓を濃縮してフイツシユソリブルを つくり更にぬかを混合させて乾燥し、飼料

(8) (7)

軽減のため「エアーウイツクニ 度の高いものとし、かつ、臭気

よう指示した。

の作業に関する資料を報告する 二三一」の使用並びに脱臭装置 要があるので「エアーウイツク

内容については十分検討する必

名増員すると言うものである。 装置については専属管理者を一 の中に入れ脱臭する。又、脱臭 三一」(商品名)をソリユーブル

9

公害の程度

臭

工業地域ではあるが、工場周辺には住家が 多く、多数の人が悪臭により著しく不快を

感じている。また、隣接の湘南化成(従業

吐気を催すことがたびたびある旨、市長あ 員九六人)から悪臭により不快感、 頭痛、

て陳情があつた。

売·四·一七 公害調査請求に基づく調査結果 を通知した。

10

処理経過

売・10・1三 湘南化成工業から知事及び横須

賀市長あて陳情があつた。

出するよう指示した。

悪臭除害対策につき計画書を提

県衛生部長名で当該化製場の施 設改善につき指導監督方を市長

四0. 一一九

に通知した。

四・一・六

公害と認定された。(臭気)

四 () 三五

横須賀市商工課担当者を同行し

速やかに再検討し抜本的な対策

旨、大平飼料の田中専務に連絡

を計画するよう指示した。

果不適当であつたので、 につき、工試に検討依頼した結

その

刻中止するよう厳重に注意し 天火乾燥を行なつていたので即 て現地調査を行なつたととろ、

メーカーに見積設計を依頼中で 石、ジョンソン、日本光電の各 除害装置については、栗田、白

止の勧告を行なつた。

四0・三・六

横須賀市長から会社あて公害防

あつた。

田中専務より除害装置について 検討の結果、 栗田工業の装置が

· 四·言

四〇・一・二九

を製造する工程及び魚の残滓を煮て粉砕

乾燥させ肥料を造る工程から発する悪

一月一八日提出された除去対策

(三) 2 1 富士チタン工業株式会社平塚工場の廃液及びガス公害 所在地 用途地域 昭和三一年四月 平塚市新宿一一五 四0・五・六 工業地域 20・五一八 栗田工業とも相談の結果、まず 栗田工業より再度提出のあつた があつた。 依頼した旨、田中専務より連絡 見積設計について工試に検討を 専務より報告があつた。 の決定事項)栗田工業に再度見 積設計するよう依頼した旨田中 ることになり(役員会において つたらえで、除害装置を設置す 化製場の施設改善を十分に行な 定したい旨報告があつた。 で、業者とも再度相談のうえ決 定の予算額を大幅に超過するの 最良のものと考えられるが、所 9 7 (6) (8) (5) 4 資本金 公害の程度 公害の種類 従業者数 公害の発生源 種 1 五〇〇人 ト滓を含む汚水。 液及び廃液処理の過程で混入するカーバイ ス)と硫酸ミスト並びに鉄と硫酸を含む廃 加熱溶解する際に発生するガス(亜硫酸ガ 鉱石(砂鉄)から金属チタンを抽出するた 廃液及びガス め溶解反応タンクに鉱石と濃硫酸を入れて 化学工業(酸化チタンの製造) 三億二、〇〇〇万円 廃液 PH -~ 一四 COD 三五〇~六四〇 浮遊物質五、三〇〇~五、九〇〇 (基準値日間平均 七〇) (基準値最 大八〇) (基準値日間平均五〇) (基準値五・八~八・六) (基準値最 五四六~五七六 大100)

(3)

操業開始年月

2 ガス 周辺の住民に著しい障害を与え ない。 ず、除害設備が全くなされてい た事例があっ たに もかかわら (基準値日間平均一〇)

至・八・四 平塚市長から知事あて陳情。

10

処理経過

平塚漁業協同組合から知事あて

陳情。

を勧告。

売・四・三

知事名で工場あて公害防止対策

デ・デ·三 廃液処理施設を設置したが、そ の後同施設は故障が多いのでし

ばしば改善するよう指示した。

元·九·五

工場廃水処理につき改善方指示

した。

売・三・六 平塚市長から知事あて公害認定

の依頼があつた。

20・一・六 公害と認定された。 (廃液およ

びガス)

图0. 三三0 平塚市において会社からの公害

图0. 图:10 会社から日本開発銀行の融資を

四 . 四 . 二 公害防止対策について、会社案 ができたので、現地で事情聴

ら指示した。

モニアタンク、沈澱池の容量等 止対策について事情聴取。アン

が不明なので、詳細な計画書を

公害防止対策についての文書を 提出するよう指示した。

821

四0. 五.宝

平塚市長から会社あて公害の防 止について勧告。公害除去計画

書を三月末までに提出するよう

指示。

除去計画書収受。

受けたいので、融資あつ旋方依

頼の文書が提出された。

取。具体的に文書で提出するよ

四0. 五. 六

公害課にて、会社側より公害防

(四) 3 (2) 1 株式会社大同鉄工所の騒音及び振動公害 所在地 操業開始年月 用途地域 昭和一五年四月 住居地域 横浜市鶴見区上末吉町一、三四四 出を要求した。 るので、更に具体的な資料の提 除去することは、困難と思われ 画では硫酸ミスト二酸化硫黄を 否の断定はできないが、との計 月を目標としている。ガスにつ いても具体的資料がないので適 施設の完成時期は、一応本年七 不完全である。なお、中和処理 入しても完全に中和されない等 大きさが小さくてアルカリを注 がない。水量に対してピツトの 画では、既に会社で説明のあつ 平塚市を経由して収受。この計 た浮遊物除去の施設(振動篩) 10 9 8 7 (6) (5) 4 処理経過 資本金 公害の程度 公害の発生源 公害の種類 従業者数 種 売・ 一·三 2 1 2 1 二四人 騒音及び振動 鍛造業 四、五〇〇万円 陳情者 振動 騒音 騒音 振動 横浜市長あて陳情(二二人連名) 近接住宅で 二~五皿/S 近接住宅で 八〇ホン 鍛造機(一トン及び四分の一ト 鍛造機のハンマ衝撃による振動 四〇~五〇mのところで 音と排気音及びコンプレツサー の吸気音。 ンエアハンマー)のハンマ衝撃 一〇~二五mのところで 附近居住者 二三人 (公害基準値 (公害基準値

六五ホン

五五ホン)

〇・六三/S

〇·六三/S)

壳	壳	売	
売・八・宝	六・一七	三四	
横浜市長名で条例八条による公	再度、横浜市長あて陳情書提出。	工場、陳情者、市で話し合い。	提出
検討を行なつた。	20・三・ハ 県、市、工場による移設計画の	見保健所長名)	20・三・一 認定後の勧告を行なつた。(鶴

権独計長名で多格ノ多にころな 害防止勧告。 四0 - 三-二二

元·10·二0 県 市、工場、 陳情者とで話し

合い。

四0 - 三三回

工場より最終の移設計画書案が

提出された。

県、市、工場による移設計画の

検討を行なつた。

売・ニ・ニ 売・二・ 三 横浜市長から知事あて公害認定 知事あて陳情書提出。

申請書提出。

売・三・宝 工場 (現在地での移設計画が工場側 陳情者、市とで話し合い。

から提示された)

問·一·六

公害と認定された。

(騒音及び

振動)

刊· 二· 四 県、市、工場、陳情者による話

图0・11・10 工場より移設計画の提出があつ し合い。

た。

图0・三・三 県、市、工場、陳情者による話 し合い。

実施することで陳情者の了承を 移設計画を説明し、 との計画を

图0. 班·10 鍛造機移設の許可申請書が提出

された。

得た。

なお、鍛造機移設計画に対し、

陳情者、 者より承諾書が提出された。 町内会長ほか附近関係

823

(神奈川県企画調査部公害課「公害行政概要」(昭和四十年) 神奈川県庁蔵)

	1	Ī						三年	<u> </u>		1		_		44
	Д	七	六	五.	29	=	=	年一月			=		츳	第	第二章
_	_							月_	件	١.	+	刑	昭		音
-	==	[79]		-	五.	=	=	=	数	合	年	能	和	節	7
	芸	1170图11	0	九四〇	- '신발	三宝	二、国中国	六、一全	件数参加人員	計	二十一年~二十四年六月	型態別発生労働争議調	+		社
									罷	内	年六	生	一	働	会
	=	=	0		五.	_=_	≖	≕	業	l s		働		労働運動	社会運動
		_							怠業		別型能	争議調	月~一	到	動
									其他	訳	別発出	词	十		
	開始選発足、夏期労働		否認の四相声明を発す (一六単産一三〇万)生産 産別会議準備会として発							記事	月別型態別発生労働争議調(当月発生)		昭和二十一年一月~二十四年六月 月別		

夏期労働攻勢

否認の四相声明を発す(一六単産一三〇万)生産管理産別会議準備会として発足

事

全官給与委員会発足			一、芸品	二、二六四	_=_	三年 一月
	.	<u>179</u>	一元	云、公交	圭	三年 計
			五.	一八四二	五.	☲
			=	一一個二	≖	=
				E~1100	≖	10
労働省発足		_=_	八	三、类	=	九
	=			=	三	Л
				玉		七
			0	0	0	六
			0	104		Æ
強化を発表 位成を発表 全官一、八〇〇円 Base 要求 全官一、八〇〇円 Base 要求 金字 である。				芸		IZEJ
				九		=
二・一ゼネスト			七	五、主	Д	=
要求通る 都労連の業務管理実施―殆ど			0	0	0	三年一月
		_	===	六八、九九0	<u>=</u>	三年 計
			_	一、六四		Ξ
				슬		=
 対二四時間スト 海員組合ス 対二四時間スト 海員組合ス 対二四時間スト 海員組合ス			ال	五二七	九	10

第2章 社会運動

五.	PS	三	=	元年 一月	三 年 計	=	=	10	九	Д	七	六	五.	끄덕	=	=
=:	元	=	Æ.	[25]	1011	畫	一六	Æ.	五.	六	八	六	七	七		五
五三三	二〇、四〇六	一六七四三	三三	一、五九四	二二、二四年	兲、 三	三、五二	二、杂	六、七七〇	二二世國國	九、丟九	一六九一	六、八七四	11007	图0~01点	二、五五
玉	10、四0六	一六、0元三		一、五四二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	一八四、四九三	兲 三 三	三、蚕九	一、	六	二、語四大	四、大二六	一六、七六四五	四二七四	三0、益大	10~六三四	三宝玉
				<u> </u>	<u> </u>		≣_	三五一					<u> </u>			
		三三二			一一一一一一一一				七二		哭 大 大	==		臺_	一 夫 三 二	
め其の他の組合) 組法改悪反対スト(東芝はじ 東京都公安条令反対スト 労	連波状スト実施 東芝労					の制定方法の制定方法を	制定 社民連立内閣総辞職 官公使の六、三〇七円 Base			的解消の解労会議へ発展	労委の強制調ニ四日マ書簡	四時間スト(国鉄最初のスト) 定全日通スト国鉄横浜支部二 全官公三、七九一円 Base 制	区別スト 私鉄総連地	数 は は は は に は に に れ に れ に れ に れ に れ に れ に	トカッ電の	補給

備

全般的な傾向

二十二年及二十三年中間迄は殆んどが経済生活向上の為賃

六月迄計 と云はれた定時退庁、 内訳の其他とは罷業、怠業を除いた工場閉鎖、業務管理亦 Wildcat Strike この統計は当課に報告のあつたもので当月発生した争議行為である。 六 老 프 101,190 野四0 総辞職、 101、岩岩 異 乙글 国鉄の安全運転、 五 듯0 一斉賜暇戦術等である。

斗争が活発となつたゝめ二十四年以降は争議件数が俄然多くなつてゐる。 の勝利□なつたが二十三年中頃より漸く金詰りから企業整理の兆が抬頭 性格を含んだ所謂「労働攻勢」として長期亦長時間ストで殆んどが労働者 昭和二十一年、 はじめるや今迄の「労働攻勢」 上げに終始し此れが二十一年の八月産別会議結成から十月攻勢と銘打ち海 た短時間スト(一時間、二時間、半日スト)を数多く行い亦関連産業との共同 電産、 国鉄、東芝等賃上・整理問題より横の連絡をもつ[___]り政治的

「防衛斗争」と変り要求項目を其都度変へ

・賃上のための争議は

因に一月から六月迄 (二十四年)

の争議件数七十三件中の

(退職金問題も含む)

企業整備反対のための争議は

三十五件

十八件

・其他は

となつてゐる。 (都公案条例反対同調スト)(賃金遅配反対、国電同調スト)

二十件

Ξ

(神奈川県厚木労政事務所「統計表綴」(昭和二十四年)神奈川県庁蔵)

昭和二十一年五月一日現在労働組合名簿

号外

昭和二十一年五月九日

各勤労署長殿

神奈川県教育民政部長(印)

労働組合(勤労団体)名簿に関する件

致しました。依つて各勤労署自体におかれても何かと連絡上必要と 握上其の他必要と認めましたので五月一日現在にて労政課にて作成 標証の件に関し今般県下管内に於ける労働組合(勤労団体)実体把

(表紙)

思はれますので、御参考迄に御送附致します。

昭和弐拾壱年五月壱日

労働組合 (勤労団体) 名簿

神奈川県労政課

		Æ.	三	九	丰	小島実	二十一年三月一日	小港町一ノー	"	合 日本鋼管本牧機械製作所労働組
				六	144	景山岩次郎	二十一年一月六日	東横浜駅構内	"	東横浜検車区労働組合
		£î.	九	=	Ξ	松岡佑	二十一年二月十六日	山手町一〇	"	横浜シネマ従業員組合
		一	二九0	四	一会	清野清	二十年十二月十五日	蓑沢町二九	"	文寿堂工場従業員組合
		圭	四七四	四七	10%	天野五朗	二十一年一月二十日	桜木町一ノ一	"	日本通運横浜地区従業員組合
			六0四	三	丟	楠原三之助	二十一年一月十五日	下区本町五ノ四九	横浜市中	横浜港運労働組合
		女	男	女	男					
考	備	員	エ	員	職	代表者氏名	設立年月日	在地	所	団体名称
		員	加人具	体参	団	,				

五〇	三九	卆	<u></u>	介	隆		原	二十一年三月一日	″ 高島通二ノ三〇	東急従業員組合横浜支部
		七	五 六 九	清		地	菊	二十一年一月一日	〃 表高島町	国鉄労働組合高島機械区支部
西西	<u></u>	≖	四十四	Ξ	健	崎	岩	二十年十二月十日	『高島通二ノ三〇	支部
		九	芦	三	省	島	中	二十一年二月五日	″ 西戸部町三ノ二八六	横浜市水道局職員会
		=	一交	造	重	島	窪	二十一年二月二日	//	横浜市復興局職員組合
四五六	九0四		三四五	雄	武	海	鳴		〃 西平沼四ノニ三	従業員労働組合 古河電気工業㈱横浜電線製造所
三四四	門一点			蔵	富	田	木	二十一年十二月三十日	横浜市西区緑町三ノ四	三菱横浜造船工員労働組合 世
七	三	五.	10	郎	次	下	木	二十一年三月二十八日	″ 新山下町三ノ七	東亜企業株式会社山下工場従業
	숲	五.	픮	始	孝	Щ	小	二十一年三月二十八日	″ 山手町一八四	日本冷蔵従業員組合神奈川支部
<u> </u>	芸四	=		吉	源	島	松	二十一年三月二十七日	″ 新山下町三〇七	日本造船株式会社海岸工場従業
110	元	1100	四五五五	朧	壽	専	異	二十一年二月一日	″ 桜木町一ノー	横浜市全区役所職員組合聯合会
八	三五		11年0	Ξ	格	村	津	二十一年一月十二日	" 日本大通一二	横浜郵便局従業員組合
	<u></u>			蔵	由	本	坂	二十一年三月十二日	″ 新港町	横浜市水道従業員組合船舶支部
	景		九	吉	萬	海		二十一年一月五日	″ 桜木町一ノー	横浜市従業員組合本部
		五九0	至40	彦	秀	村	中	二十一年三月十日	"住吉町四ノ四二	横浜興信銀行従業員組合
		五	三六	吉	助	Ш	古	二十一年二月十六日	″ 曙町二ノ三一	横浜中郵便局従業員組合
大	三六	===	100		善	見	鷲	二十一年二月二十日	" 日本大通一二	横浜中央電話局従業員組合
元	四六九	七	<u></u>	吉	純	本	橋	二十年十二月二十日	" 日本大通一二	横浜電機通信工事局従業員組合
ス	1111	畫	<u>ħ</u>	治	健	林	小	二十一年二月一日	※ 新山下町三ノ七	業員組合出方計算組合計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算計算<l< td=""></l<>

日	В	32:	п	-ktt	.1.	6H 54	BW	nu	фП г-	144	Lib		-4.	[· . · . ·				
口本ビクター従業員組合	口本鋼管浅野船渠労働組合	帝国金属横浜工場従業員組合	日本医療団法風園従業員組合	横浜市南区役所職員組合	十全医院従業員組合	AA 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	員組合中村支部 労働組合総同盟横浜市水道従業	興信ゴム工業株式会社労働組合	組合工業株式会社従業員	横浜交通労働組合浅間町支部	横浜市西区役所職員組合	東急從業員組合相模管理部支部	東急従業員組合品川支部	員組合中区支部労働組合総同盟横浜市水道従業	神奈川都市交通従業員組合	二菱横浜造船勤労職員組合	関東配電従業員組合神奈川支部	東京海上横浜支店社員組合
"	"	横浜市神な	"	"	"	"	"	"	横浜市南京	"	"	"	"	"	"	"	"	横浜市西
守屋町三ノ一二	橋本町二ノ一	奈川区神之木町七三	下永谷町一〇五四	南太田町一ノ三三	浦舟町四ノ五七	南太田町二ノ一五二	中村町四ノ三〇五	南太田町一ノ九四	区井土ヶ谷中町一五八	浅間町四ノ二六一	桜木町七ノ四一	西平沼町五ノ三五	高島通二ノ三〇	西戸部町三ノ二八六	高島通二ノ三〇	緑町三ノ四	西平沼町二ノ一三	横浜市西区境ノ谷町七七
二十一年一月十日	二十一年二月一日	二十一年二月十八日	二十一年三月三十日	二十一年二月四日	二十一年三月二十日	二十一年三月十五日	二十一年三月十一日	二十一年三月二日	二十一年一月二十日	二十年十二月五日	二十一年二月九日	二十一年三月七日	二十一年三月五日	二十一年三月七日	二十一年三月十日	二十一年三月一日	二十年十二月十四日	二十一年二月二十七日
小	高	原	早	大	稲	高	小金	森	広	太	中	森	峰	高	鈴	稲	白	日
木	野工		Ш	野	葉泰	橋栄	金井		澤	田	澤	谷	岸源	橋	木	積	石	比
曾宏	正二	亮	亨	泰次	次郎	太郎	熊太郎	茂樹	誠	武雄	勇助	廣顕	五郎	章	恒雄	稔	敏男	虎三
==0	一五五	云						=			땓	一一一一一			图()	七四	1、第0三	
九四	四0	六	四五	=	三			五	三		云	六			五.		三	
글	空	云	=	_		九	므	九	九	一型		一	1701国	四五	土	129		15.21
<u></u>	=		_	_	三五		五	三		t			一	-A.				
0		ZY			五	=			六				=					

五五五	11110	五.	10	吉	政	外		二十年十二月五日	滝頭町二〇五	"	横浜交通労働組合滝頭支部
=	_=_	莹	さ	雄	武	村村	中	二十一年二月九日	磯子町字禅馬一	"	横浜市磯子区役所職員労働組合
畫	一五四	五豊		雄	秀	木	八	二十一年三月二十六日	滝頭町二〇五	"	横浜市従業員組合聯盟
	一七四		当	梁	遥	滕満	藤	二十一年一月五日	丸山町二二三	"	横浜市従業員組合土木支部
	三宝	110	401	人	正	田田	角	二十一年三月九日	泥亀町四〇	"	合とのおります。
=	二十	픨	44	進	保	大久	+	二十一年二月二日	磯子町一	"	東罐労働組合
芸	二十	<u>=</u>	110	全	寺良	薬師		二十一年二月五日	一七四字昭和町三	. "	石川島産業従業員組合
<u>구</u>	芝	七九	三五四	雄	秀	木	八	二十年十二月五日	滝頭町二〇五	"	横浜交通労働組合
_	图0	=	<u> </u>	助	鹿之	大橋		二十一年二月二十六日	磯子区六浦町四八三〇	横浜市磯子	東京瓦斯産業労働組合六浦支部
云	11/01回	一类	10	茂	隆	杉山	*	二十一年二月十九日	宝町二	"	日産重工業従業員組合
	图0	三	三四	雄	春	長岡		二十一年二月二十八日	恵比須町一	"	横浜護漠神奈川工場従業員組合
	≡	莹	四九	吉	塚春	海老	// // // // // // // // // // // // //	一二十一年二月十八日	幸ヶ谷町一六	"	横浜市神奈川区役所職員組合
七	110	79	=	郎	実三	譲原	雪命	二十一年一月五日	富家町一	"	東海金属株式会社従業員組合
		=	10	郎	五.	伊澤	—— 伊	二十一年三月二十日	七島町一一四	"	員組合 目本カーボン株式会社本社従業
	元			吉	房	栗原	त्सूर्व	二十一年三月二十四日	栄町一ノ三	"	員組合神奈川支部 労働組合総同盟横浜市水道従業
七九	四四八		全	_	晴	土屋		二十一年二月五日	恵比須町八	"	昭和電工株式会社横浜工場従業
六	九六	云	玉	茂		南	古	二十一年二月二十五日	千若町三ノ一	"	日産重工業従業員組合千若支部
170	霊	九	益	典	保	建内	7.H-	二十一年三月一日	守屋町四ノ一八	"	日本石油横浜製油所従業員組合
六	畫	九	四四四	助	揚之	小松		二十一年一月二十三日	四八四八回り九ノ三	"	従業員組合

	六九	五四四	伍	東	亀田	二十一年二月二十八日	″ 天王町三ノ三〇一	組合 保土ヶ谷化学工業株式会社労働
二	M O		夫	道	浜野	二十年十二月十七日	″ 天王町三ノ三〇一	保土ヶ谷化学工業従業員組合
三	=		次	優	松田	二十一年四月十一日	横浜市保土ヶ谷区天王町三ノニ	保土ヶ谷化学研究所従業員組合
1110	_=_	110	蔵	道	霜島	二十年十二月五日	″ 麦田町二ノ二七	横浜交通労働組合麦田支部
<u>#.</u>	畫		候	寺	大道	二十一年二月二日	横浜市中区桜木町一ノー	横浜市中区役所職員組合
11011			博		上野	二十一年四月六日	横浜市神奈川区千若町二八	横浜北ドック従業員労働組合
=======================================	生	喜	孝		原田		″ 新吉田町一六〇〇	安立電気従業員組合吉田支部
五〇	五.	七	郎	喜一	渡辺	二十一年三月一日	横浜市港北区小机町二六〇〇	日本電解労働組合小机支部
五.	三	灵	朧	壽	異専	二十一年一月二十六日	″ 岩間町一ノ八四	横浜市保土ヶ谷区役所職員組合
共	五	丢	郎	好太	磯崎	二十一年三月二十五日	" 酒匂町一六二五	工場従業員組合関東電気工業株式会社保土ヶ谷
閆			信	治	小峰	二十一年一月五日	″ 星川町八五	横浜市従業員組合厚生支部
玉			作	塚金	海老	二十一年一月七日	<i>"</i> 神戸町一三四	日本麦酒労働組合横浜支部
<u></u>	三	四五	Ξ		山下	二十一年一月十九日	" 西久保町一二	東洋電機製造株式会社従業員組
1 110	11111		清	田	川喜	二十一年二月八日	〃 星川町二ノ二四六	所労働組合 古河電気工業株式会社電池製作
夳	六	兲	Ξ	準	杉原	二十一年二月一日	〃 西久保町一四	二二二
立			吾	甚	餌打	二十一年三月三日	"五三二	員組合西谷支部 労働組合総同盟横浜市水道従業
完			次	常	堺	二十一年一月七日	横浜市保土ヶ谷区川島町五二二	員組合本部 労働組合総同盟横浜市水道従業
一七九	==	五	次	浜	多胡	二十年十二月五日	″ 滝頭町二○五	横浜交通労働組合技術支部
	五0	宝	_	良	河村	二十年十二月五日	横浜市磯子区滝頭町二〇五	横浜市交通労働組合本局支部
				夫次	道 優 道 寺 喜 壽 好 太郎 □ 田 準 甚 常 次 次 □ 日	野 道 寺	年十二月五日 河村良一 宝 三 三 三 三 三 三 三 三 三	市磯子区流頭町二〇五

員組合	合 大黒町三一 二十一保土ヶ谷化学鶴見工場従業員組 "大黒町三一 二十一	日本バイブ鶴見工場労働組合 〃 市場町七〇 二十一	作所労働組合末吉支部 / 上末吉町一、三六 二十一	勤労組合 パーパー 六五 二十一 六五 二十一 六五 二十一	全逓信従業員組合鶴見支部 / 鶴見町九七八 二十一	帝国自動車工業従業員組合 "市場町二六八"二十一	昭和特殊製鋼従業員組合 "生麦町神明前二、 二十一	京三製作所労働組合 "平安町二ノ一三一 二十一		1	社横浜製壜	A 2 大 2 大 2 大 2 大 2 大 3 大 3 大 3 大 3 大 3 大 3 大 4 大 4 大 5 大 </th <th> Tath Tath </th> <th> **</th> <th> A</th> <th> ************************************</th> <th> (本式会社従業員</th> <th> A会社第二研究</th>	Tath Tath 	**	A	************************************	(本式会社従業員	A会社第二研究
二十一年三月二十日		二十一年二月二十三日	二十一年二月二十日	二十一年十二月一日	二十一年二月二日	二十一年二月十五日	二十一年年三月十六日	二十一年二月二十日		一年二月八日	一年二月九日	一年二月十三 一年二月八日	- 年 - 年 - 月 - 年 - 月 - 年 - 月 - 月 - 月 - 月 - 月 - 月 - 月 - 月 - 月 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	- 年 - 月三十 - 日 - 年 - 月三十 - 日 - 年 - 月九日 - 年 - 月九日	一年三月七日一年一月三十一日一年十一月二十一日一年二月十三日一年二月九日一年二月八日	- 年二月一日 - 年二月一日 - 年二月十一日 - 年二月九日 - 年二月九日 - 年二月八日	一年二月一日 一年二月一日 一年二月十日 一年二月十二日 一年二月十二日 一年二月十二日 一年二月九日	一年三月八日 一年二月一日 一年二月一日 一年二月七日 一年二月十一日 一年二月十二日 一年二月九日
太田勝郎	亀井恭二	上野	河原権太郎	前田喜久夫	酒井龍甫	鈴木武	安達幸吉	山口年雄		曾我部荏夫	我 部 孝	我 田 岡 産	曾安 浅孫 我田岡田 部本級	曾安 浅 孫 霜 我 田 岡 田 田 部 孝 敏 秋	曾安浅孫霜 佐藤 我田岡田田 部本教 飲秋	曾安 浅 孫 霜 佐藤 我 田 岡 田 田 常 本 飯 秋	曾安浅孫霜佐藤寺合合 我田岡田田田部本 華春紅	曾安 浅 孫 霜 佐藤 寺 合 利 取 田 岡 田 田 安 敏 秋
亳	뱀	=	七	75 75	三	二二	=	主		2 0	四 1七	170	四 元 万 六	四 元 元 八 元	四二七八八五四	四 二 1 1 元 五 三 三 元 2 元 2 元 2 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3	四 元 5 久 超 西 天 七	四 二 1 4 0 次 2 四 天 1 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
=	九	_=_	图0	[79]	四	走	二	宝		<u>大</u>	カ 三	太三 六	大三六豐	大三六豐三	ᄎ ᆖ 굿 쯸 ᆖ 포	大三六豐三五六	大三六 豊 圭 玉 六 元	大三六豐三五六元四
느	Ξ	九	垂	五五九		찃	==	四八七		弄	<u></u> 五 二	五二	五六次	五二元	五六六六五四	五六六二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	五 六 六 三 三 三 三 三 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	五六六六二三三三二〇五
	九	Æ.	九	110		<u>=</u>	<u>#.</u>	薑					<u> </u>	四 三 芫	一四三元	_ 四 = 元 =	<u>一四 三 </u>	一四 三

	五 0		79	作	惣	小林	二十年十二月十五日	" 市場町四二四	不二電機従業員組合
三	<u> </u>	丰	尘	男	重	小出	二十一年二月二十五日	* 大黒町二〇	日産重工業従業員組合鶴見支部
	1、01至	五		雄	武	林	二十年十二月二十四日	〃 末広町二ノー	日本鋼管鶴見製鉄労働組合
=	幸		긎	柱	木	三本	二十一年一月二十六日	″ 江ヶ崎町三三三	日本発送電従業員組合関東地方
七	元	五	五七	代	鉄千	杉田独	二十一年二月二日	″ 市場町字本町四○	組合自動車部品製造株式会社従業員
八九	二二五五	_ <u> </u>	四次0	男	師家	近藤無	二十年十二月十四日	″ 末広町二ノー	働組合 日本鋼管株式会社鶴見造船所労
当	<u> </u>	工	四	弘	伸	松野	二十一年二月一日	" 生麦町明神前一七	キリンビール横浜工場労働組合
四〇	公	=	三四	蔵	富	本田	二十一年二月一日	″ 本町通り三ノ一三	業員組合神奈川県食糧営団鶴見潮田町従
五〇	1 1100	豆豆	1,0110	三	啓	大野	二十年十二月十三日	″ 末広町二ノ四	東芝鶴見労働組合
	Ξ	<u> </u> <u> </u> <u> </u>	=	次	保	前田	二十年十二月一日	" 末広町二ノー	東京ガス産業労働組合末広支部
九	五四二	五〇	큣	_	利	杉崎	二十年十二月十七日	″ 末広町二ノ四	石川島芝浦タービン労働組合
1111	三四十 1	七	104	男	清	滝崎	二十一年二月九日	″ 大黒町三五	日東化学横浜工場従業員組合
五四四	1 7 5	70	五〇	雄	年	山口	二十一年二月二十日	″ 平安町二ノ一三一	京三製作所労働組合鶴見支部
五.	图0 1		t	三	良	石井	二十年十二月五日	″ 生麦町字貝助	横浜交通労働組合鶴見支部
	=	主	空	健		椎谷	二十一年二月七日	# 鶴見町一九二	横浜市鶴見区役所職員組合
兄	一景	[7 ¹⁹]	主	義	喜	高橋	二十年十二月五日	" 生麦町一三三	横浜交通労働組合生麦支部
==	킃	10	中中	雄	房	二見	二十一年二月一日	″ 平安町二ノ一三一	従業員組合
五五	芸	=	垂	郎	Ξ	坂田	二十一年三月九日	〃 江ヶ崎町四〇五	自動車鋳物株式会社従業員組合
==	三五	九	晝	郎	高次	吉村京	二十一年一月十六日	横浜市鶴見区下末吉町一〇三五	森永鶴見工場労働組合 横

立製作所戸塚工場工員組合 二一六	立製作所戸塚工場社員組合 横浜市戸塚区戸塚町二一六	貝之	業員組合日本タイヤ株式会社横浜工場従 横浜市戸塚区柏尾町一日本タイヤ株式会社横浜工場従 横浜市戸塚区柏尾町一	三菱電機大船労働組合 鎌倉郡大船町大船八〇〇	国華工業株式会社戸塚工場	合商	働組合	横浜市戸塚区役所職員組合 横浜市戸塚区戸塚町四一四	働組合 株式会社昌運工作所大船工場労 鎌倉郡大船町植木三三八	日産重工業従業員組合柏尾支部 / 柏尾町一八三	日産重工業従業員組合戸塚支部 横浜市戸塚区汲沢村二、一	富士興業大船従業員組合鎌倉郡深沢村山崎一、一〇	合戸塚支部 / 上倉田町両山東洋電機製造株式会社従業員組 / 上倉田町両山	合	戸塚郵便局従業員組合 横浜市戸塚区戸塚町四、一	組合	芝浦工機鶴見労働組合 木広町二ノ四	
八 二十一年三月五日 今	八二十一年三月五日	二十一年一月十九日 小	二十一年二月二日 児	二十一年二月一日	二十一年二月一日	二十一年二月十四日 荒	〇〇〇 二十一年一月二十八日 川	四/ 二十一年二月五日 安	二十一年三月二十五日	一 二十一年三月三十日 桜	二三四 二十一年二月十九日 林	〇〇 二十一年三月一日 千	二十年十二月十四日望	E下 二十年十二月十四日 望	〇〇 二十一年三月十日 田	五 二十一年四月十日 福	二十一年一月十五日 佐	
枝春馬	田勝三	菅 薫	井正三郎	井次夫	藤美佐雄 七	木宗一郎 101	口 茂 助 元	藤文雄	木武	井好男	保次	葉秀司一品	月石松	月石松 霊	中国勝	井自助一宅	本木留吉 三	
	150	云	Ξ	110	174	110	뤂	=	=	pq	五.	豐	立	100	三	元	띜	
公		凸	1011	元	三	101	一	.Ŧi.	승	四五	140		空九	盐	元	九	芸	-
二		卆	芦	主	五	灵	图0	=	_=	_=	声	立	큿	幸		九		-

				団	体参	加人員	貝		
団体名称	所在地	設立年月日	代表者氏名	職	員 —	工	員	備	考
				男	女	男	女		
三菱川機従業員組合	川崎市鹿島田五二六	二十年十二月十日	有 田 京 次			七九七	101		
三菱重工川崎機器勤労者組合	″ 五三六	二十年十二月十九日	手 塚 英 雄	臺	<u>=</u>				
日本通信工業従業員組合	″ 北見方二六○	二十一年一月十七日	橋本正一	101	75 75	元	一		
昭和電工株式会社川崎工場従業	″ 扇町二八	二十一年二月二十日	東海林貫一	흣	五.	四八	九二		
東京製線川崎工場労働組合	″ 古川通六五	二十一年二月十三日	小寺孝男	三	=	五五	_		
働組合 働組合総同盟東京機器工業労	″ 中島町一ノ二	二十年十二月八日	太田秀郎	141	喜	三〇九	兲		
屋井乾電池労働組合	″ 下並木三〇	二十一年二月四日	五郎川憲一	=	=	九	芸		
プレス工業株式会社労働組合	川崎市塩浜町一	二十一年二月十日	柳井清澄	三四	110	九			
業員組合業員組合	″ 藤崎町三ノニー	二十一年一月十八日	戸谷銀三	==	六	<u> </u>	九		
川崎市従業員組合	″ 砂子町一ノ五八	二十年十二月十七日	阿部林三郎	七	_	芸	<u>=</u>		
員組合 具組合	″ 上小田中三〇〇	二十一年一月十日	米良征也	会	뤂	五四	<u></u>		
真組合 具組合	″ 堀川町七二	二十一年一月二十三日	吉武春二	七二九	1100				
富士電機川崎工場従業員組合	″ 田辺新田一	二十年十一月三日	佐藤與信	高 八	益	裒	三		

東洋高圧大船工業所労働組合	横浜市戸塚区笠間町田立前一、	二十年十一月二十三日	長	綱	孝	_	三九	六	四 五.	=
松竹大船従業員組合	鎌倉郡大船町大船五六〇	二十年十一月九日	野	田	高	梧	==	四九	큿	蓋

七	芸	10	Ξ	Œ	-	大森	二十年十二月十四日	″ 神明町一ノ八〇	場従業員組合地貝鉄工所発動機製造所神明工
无.	土	六	五	之	直	高橋	二十一年二月一日	/ 大師河原上殿町四、八六	崎工
10至	땓	=	二	平	茂	鈴木	二十一年三月五日	″ 東渡田町三ノ二、四八二	昭和電線労働組合
		一	西	覺	7.59	日崎	二十一年一月十九日	〃 砂子町一ノ五八	川崎市役所職員組合
三	夳	五	콧	吉	伸	横井	二十年十二月十八日	〃 神明町一ノ四四	工場従業員組合工場従業員組合
吾	七	悥	<u>允</u>	郎	=	柏尾	二十一年二月二十七日	〃 下作延一、六〇四	帝国臟器製薬株式会社従業員組
	声	=	幸	次	茂久	佐藤		″ 木月住吉町一、八八五	業員組合 不二越精機工業㈱多摩川工場従
		七	Ċ.	郎	_	由良	二十一年二月九日	″ 大師河原二、二四四	日本製鉄富士製鋼所職員組合
畫	丰二	圭	四七	義	晴	結城	二十年十一月二十四日	川崎市北加瀬五〇	荏原製作所川崎工場労働組合
莹	102	=	幸	弥	堅	千葉	二十一年二月一日	″ 古川通四○	臨港バス交通労働組合
	芸	五九	四九	義	宗	勝俣	二十年十二月十二日	″ 上小田中一、〇一五	富士通信機川崎工場労働組合
	去		五	吉	喜代	藤沢	二十年十二月二十六日	″ 大川町三	鶴見支部日本発送電従業員組合関東地方
Del Del	善		元	廣	13-31	斉藤	二十一年一月十六日	″ 新丸子東三ノ一、一三五	東京機械製作所従業員組合
ë	戸	四三	型型	巌		鮫島		″ 塚越袋耕地七	使業員組合 従業員組合 本式会社塚越工場
10	<u> </u>			衛		高村		〃 大師河原二、二四四	日本製鉄富士製鋼所従業員組合
弄	一一	吾	110	Ξ	田武	土信		″ 下殿町五、九三一	デーゼル自動車川崎勤労組合
10	1100	풢	立	=	大	増山	二十年十二月十八日	″ 白石町三ノ一	日本鋳造従業員組合
=	亶	흥	壹	平平	林幸	小土	二十一年一月十四日	" 大師河原小島新田七○○	所労働組合
八	三四	<u>t</u>	畫	朗	哲	伊藤	二十一年二月二日	川崎市北加瀬六二二	組合 大同製鋼株式会社川崎工場労働

川翁	須兼	二十年十二月十七日	大川町五	菱化工機川崎労働組合
11 L	11 L	一年二月二十四	″ 上小田中一、〇三四	池貝鉄工所戸手工場従業員組合学働組合
山路		二十一年三月十四日	″ 堀川町五三	式会社川崎堀
畑田		二十年十一月七日	″ 中瀬町三ノ二、一八〇	合則自動車製造株式会社労働組
石井		二十一年三月七日	〃 下沼部玉川向一、七五三	日本電機労働組合玉川向支部
落合		二十年十二月十四日	″ 堀川町七二	場従業員組合 東京芝浦電機株式会社堀川町工
久永		二十一年一月二十一日	″ 四谷下町五〇	東鍛川崎製造所従業員組合
大久保	大久	二十年十二月二十六日	″ 浅野町二、九三六	日本高炉セメント従業員組合
金	金	二十一年一月二十五日	" 鈴木町二、九六四	味ノ素労働組合
小林		二十年十一月二十六日	″ 河原町一	鋼索製線労働組合
Л	JII	二十一年二月十六日	″ 堀川町五八〇	明治産業川崎工場従業員組合
Ξ	Ξ	二十一年二月三日	″ 大島町四ノ四九	労働組合総同盟神奈川県聯合会
桝	桝	二十一年二月一日	″ 市ノ坪三八五	日本果糖株式会社従業員組合
佐	佐	二十一年一月十日	″ 京町二ノ四八	業員組合株式会社芝浦製作所川崎工場従
西田		二十一年二月二日	″ 港町七三ノ七	東芝鋼管従業員組合
関	関	二十一年三月八日	″ 大師河原町四、五七三	組合川崎支部日本自動車工業株式会社従業員
三部		二十年十二月二十日	″柳町一、二〇〇	東芝柳町工場従業員組合
吉岡		二十一年二月一日	川崎市堀川町五八〇	山越機械川崎工場従業員組合